

別添 1 : JICAの支援枠組みと実施のタイミング

中間目標	サブ目標	実施のタイミング			備考	
		紛争中	停戦合意後 和平合意前	ポストコンフリクト		
1. 政治プロセス・政治的合意の促進	1-1 国家の枠組みの整備				紛争終結後に着手	
	1-2 国民・和解プロセスの促進				同上	
2. 政府の基礎的能力の構築	2-1 民主的システムの強化				国家建設の見通しがついてから着手	
	2-2 難民・IDPの帰還・再定住（ないし現地統合にかかる）計画の策定・推進				停戦後紛争終結を見越して自発的帰還が開始されることもあるが、紛争終結後も治安や帰還先政府に対して不安がある場合には帰還プロセスが停滞することもある。IDPキャンプが政府に管理されている場合は帰還タイミングも政府が決定することが多い	
	2-3 治安の維持	警察、国境管理、小型武器				紛争終結後に着手
		DDR				紛争終結後に着手。紛争終結後であっても、治安が不安定、又は元紛争当事者双方のコミットメントがないと協力は困難。なお、投降兵対応に関しては、紛争終結前でも被紛争影響地域において協力可
		地雷				紛争終結前に着手することもあるが、本格的除去活動は紛争終結後着手。開発期に入った後も相当長期間活動が持続することが多い
	2-4 公共財政管理・公共サービスの提供				紛争中であっても、中央・地方政府が機能している国・地域であれば人材育成などを通じた公共サービスの提供能力強化は着手すること可。開発計画に関しては、紛争が終結しているか、又は終結の目途がついてから着手。	
2-5 法司法制度の確立				国家建設の見通しがついてから着手		
2-6 生計・経済活動の活性化				大規模経済開発・インフラ整備は紛争終結前に着手するのは困難・リスクが高いが、コミュニティの生計向上支援や職業訓練は、紛争中であっても中央政府・対象地域の地方政府（関係機関）が機能していれば協力可		
3. 社会統合・エンパワメント	3-1 コミュニティ（元紛争当事者及びその支持者間、又は住民間）における共存・社会の調和促進				紛争終結の目途がついてから着手。紛争終結後も紛争当事者間、又は支持者間の不信感が強い場合は、状況をより一層悪化させるリスクがあるため留意が必要	
	3-2 共同体機能の強化・再構築				対立グループを跨いだ共同体の構築は紛争終結の目途が立って以降着手するが、グループ内の住民組織（開発委員会、水利組合等）の強化は、中央政府・対象地域の地方政府が機能していれば紛争中も可	
	3-3 コミュニティの紛争管理能力強化				紛争終結の目途がついてから着手するが、紛争影響地域の地方政府が機能していれば、サービスの一環として紛争中も協力可	